

【NEWS RELEASE】

2026 年 10 月 1 日

各位

株式会社三井住友銀行
三井住友カード株式会社

三井住友カードによる銀行代理業の開始について

三井住友カード株式会社（代表取締役社長：佐々木 丈也、以下「三井住友カード」）は、株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：福留 朗裕、以下「三井住友銀行」）を所属銀行とする銀行代理業の許可を関東財務局より取得いたしました。

本許可により、三井住友カードは三井住友銀行と銀行代理業務委託契約を締結のうえ、本日より銀行代理業を開始いたします。

三井住友カードと三井住友銀行はこれまでも、個人のお客さま向け総合金融サービス「Olive（オリーブ）」や、法人のお客さま向けデジタル総合金融サービス「Trunk（トランク）」等を通じて、銀行口座と決済サービスの連携を進め、お客さまの利便性向上に取り組んでまいりました。

このたびの銀行代理業の開始により、三井住友カードは、クレジットカード会員や加盟店をはじめとする個人・法人のお客さまとの接点を活用し、三井住友銀行の銀行口座や預金関連サービスをご案内するとともに、口座開設に係る勧誘等を行います。これにより、お客さまが三井住友銀行の商品・サービスをより身近にご利用いただける環境を整え、お客さまそれぞれのニーズに応じた最適な金融サービスの提供を目指します。

三井住友カードと三井住友銀行は、今後も両社の連携を一層強化し、お客さまとの接点を活かした商品・サービスの提供を通じて、お客さまの利便性向上に取り組んでまいります。

■銀行代理業の概要

項目	内容
所属銀行	株式会社三井住友銀行
銀行代理業者	三井住友カード株式会社
許可番号	関東財務局長（銀代）第 543 号
業務開始日	2026 年 10 月 1 日
対象のお客さま	個人・法人のお客さま
取扱業務	(1) 預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介 ※円普通預金、円定期預金、外貨普通預金、外貨定期預金に限ります (2) 消費者向けの住宅購入資金又は住宅購入資金の借換え資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介 (3) 為替取引を内容とする契約の締結の媒介 (4) 前各号に関連する業務 なお、銀行代理行為に関してお客さまから金銭その他の財産の交付を受けることはありません。

以上